

# 「不正改造車排除運動」の実施

## 平成30年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」

～公益社団法人 北海道トラック協会実施要領～

### 1 目的

北海道内において、依然として、暴走行為、過積載運行等を目的とした不正改造車は、道路交通の安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

国土交通省を中心として「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としてトラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、積極的に取組むこととしているが、北海道トラック協会として、公益社団法人全日本トラック協会(以下全ト協とする。)が作成した実施要領に基づき実施することとする。

### 2 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は通年運動であるが、全ト協会長通知を受け、平成30年6月1日(金)から6月30日(土)までの1ヶ月を「不正改造車排除月間」とし、以下の改造項目に重点をおいて運動を展開する。

### 3 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変造等
- (4) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

### 4 基本排除項目

- (1) 全面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (2) 全面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (4) 灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (5) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (6) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (9) 不正軽油燃料の使用

### 4 実施・協力内容

- (1) 北海道トラック協会「トラックレポート」6月1日号に運動内容及びチラシを掲載して、各会員事業者等へ周知を図る。
- (2) 北海道トラック協会ホームページに掲載して周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、チラシを配布し、啓発・指導を実施する。
- (4) 国交省、運輸支局が実施するアンケート調査、街頭検査・啓発等には積極的に協力する。

適正な運転を阻害する「あ・い・う・え・お」の撲滅!

～あせり・いかり・うっかり・エゴ・おごり～